

別表（第3条、第10条）

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練用 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）ただし、原則として18歳以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障がい者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする身体障がい者（身体障がい児の場合は2級を含む）、及び重度又は最重度の知的障がい者（児）。ただし、原則として3級以上の者。	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を要する身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者。	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）で、入浴	身体障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置によ	82,400円	5年

	にあたり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者。	り入浴させるもの。		
体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上身体障がい者（児）で、下着交換等にあたり家族等他人の介助を必要とする者。ただし、原則として学齢児以上の者。	介助者が身体障がい者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000円	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者。	介護者が身体障がい者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で原則3歳以上の者。	原則として付属のケーブルを付けるものとする。	33,100	5年
訓練用ベット	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で原則3歳以上の者。	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの。	159,200円	4年

		の者。	腕又は脚の訓練等 できる器具を備え たもの。		
エアーマット	下肢又は体幹機能障 がい1級の身体障がい 者(児)及び下肢又は 体幹機能障がい2級と 上肢機能障がい2級以 上で総合等級1級の身 体障がい者(児)。(常 時介護を要する者に 限る。)	褥瘡防止のための ものであって、エア ーマットと送風装 置からなるもの	58,000円	5年	
入浴補助用 具	下肢又は体幹機能障 がい2級以上の身体障 がい者(児)。ただし、 原則として学齢児以 上の者。	入浴の移動、座位の 保持、浴槽への入水 等を補助でき、身体 障がい者(児)又は 介助者が容易に使 用し得るもの。ただ し、設置にあたり住 宅改修を伴うもの は除く。	90,000円	8年	
便器	下肢又は体幹機能障 がい2級以上の身体障 がい者(児)。ただし、 原則として学齢児以 上の者。	身体障がい者(児) が容易に使用し得 るもので手すりつ きのもの。ただし、 取替えにあたり住 宅改修を伴うもの	9,850円	8年	

			を除く。		
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい3級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者。	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	4,460円	3年
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。身体障がい者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円 (手すり5,400円)	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保	ア15,200円 イ36,750円	3年

	位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者（児）又は、重度又は最重度の知的障がい者（児）若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。	護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの		
特殊便器	上肢障がい2級以上の身体障がい者（児）及び重度又は最重度の知的障がい者（児）で訓練を行っても自力で排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者。	脚踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
火災警報器	障がい等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であって、それ	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
自動消火器	それ火災発生の感知及び非難が困難な者。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で	28,700円	8年

		ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみ世帯又はこれに準ずる世帯	自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの。		
電磁調理器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者又は視覚障がい者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	8年	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者。	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	7,000円	10年	
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の聴覚障がい者（児）で聴覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年	
環境制御装置	上肢又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障がい者。ただし原則として18歳以上の者。	複数の家電製品等の日常生活用具のリモートコントロールを1台で操作できる機能を有する	68,000円	5年	

			機種で、障害者が容易に使用し得るもの。		
	テーブルリフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上を有し、車いすを常用する者。ただし、原則として18歳以上の者。	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種で、障がい者及びその介助者が容易に使用し得るもの。	100,000円	5年
	音声標識ガイド装置	視覚障がい2級以上の視覚障がい者で、原則として18歳以上の者。	「歩行時間延長信号機用小型通信機」と一体となて使用できる受信機	25,000円	5年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	25,000円	5年
	ネプライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であるもの。	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	36,000円	5年
	電気式タン吸引器	必要と認められる者。		56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者（児）		17,000円	10年
	盲人用体温	視覚障がい2級以上の	視覚障がい者（児）	9,000円	5年

	計（音声式）	視覚障がい者（児）で	が容易に使用でき		
	盲人用体重計	盲人のみの世帯及び びこれに準ずる世帯。 ただし、原則として学 齢児以上の者。	得るもの。	18,000円	5年
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障がい及 び心臓機能障がい者 （児）であって、呼吸 管理上必要と認めら れる者。	血中酸素濃度を簡 便に計測でき、在宅 での適正な健康管 理を援助できるも の。	46,000円	5年
	人工呼吸器 用等外部バ ッテリー・ 自家発電機・ ポータブル 電源等（蓄電 池）・ DC／AC インバータ ーのうちい ずれか一点	常時生命の維持に必 要な機器を使用して いる身体障害者（児） 及び難病患者 （医師の意見書が必 要）	地震や台風等の災 害により、停電とな った場合の緊急時 に備えて、通電を確 保し、生命の維持を 図るもので介護者 が容易に使用でき るもの	100,000円	10年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話 補助装置	肢体不自由又は音声 機能若しくは言語機 能障がいであって、発 生・発語に著しい障 害を有する身体障 がい者（児）。ただし、	携帯式で、ことばを 音声又は文章に変 換する機能を有し、 身体障がい者（児） が容易に使用し得 るもの。	98,800円	5年

	原則として学齢児以上の者			
情報通信支援用具	上肢機能障がい2級又は視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障がい者(児) インテリキー、ジョイスティック等 視覚障がい者(児) 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	5年
点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重複障がいを有する(原則として視覚障がい2級かつ聴覚障がい2級以上) 身体障がい者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500円	6年
点字器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)。 原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。	(1) 標準型 ア10,712円 イ 6,798円	7年
			(2) 携帯型	5年

		(1)標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2)携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	ア 7,416円 イ 1,699円	
点字タイプライター	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）が就労若しくは就学している者又は就学が見込まれる者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	63,100円	6年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）。原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	85,000円	6年
視覚障害者	視覚障害2級以上。た	音声等により操作	99,800円	6年

用活字文書 読上げ装置	だし、原則として学 児以上の者	ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、D A I S Y方式によ る録音並びに当該 方式により記録さ れた図書の再生が 可能な製品であっ て、視覚障がい者 (児)が容易に使用 し得るもの。		
視覚障がい 者用拡大読 書器	視覚に障がいをも つ視覚障がい者(児) であって、本装置によ り文字等を読むこと が可能になる者。た だし、原則として学 児以上の者。	画像入力装置を 読みたいもの(印刷 物等)の上に置くこ とで、簡単に拡大さ れた画像(文字等)を モニターに映し出 せるもの。	198,000円	8年
盲人用時計	視覚障がい2級以上 の視覚障がい者(児) 。なお、音声時計は、 手の触覚に障がい のある等のため触 読式時計の使用が困 難な者を原則とし る。ただし、原則 として学児以上の 者。	視覚障がい者(児) が容易に使用し得 るもの。	解読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
	聴覚障がい又は発	一般の電話に接続	71,000円	5年

聴覚障がい者用通信装置	声・発語に著しい障がいがあるため、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者。	することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。		
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を	笛式 8,100円	4年

		通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。		
		電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 70,100円	5年
福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障がい等を有する聴覚障がい等又は外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性の認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障がい者等又は身体障がい者が容易に使用し得るもの。	貸与	
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障がい	聴覚障がい者等が容易に使用し得るもの	貸与	

	者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円	
点字図書	別に町長が定める			
電動ページめくり装置	上肢機能2級以上の障がい者であって、原則18歳以上の者	電動により図書のページをめくる機種で、障がい者が容易に使用でき得るもの	100,000円	5年
携帯用会話	「携帯用会話補助装	携帯用会話補助装	68,000円	5年

補助装置用 大型キーボ ード	置」の支給対象者のうち 上肢機能障がい2級 以上の障がい者で原 則18歳以上の者	置に接続可能であ って、足で入力でき るようキーが大型 化された機種		
コミュニケ ーションツ ール	聴覚障がい者又は音 声言語機能障がい を有し、コミュニケ ーション、緊急連絡等 の手段として必要と 認められる者で原 則18歳以上の者	相方向性のコミュニ ケーションツール機 器で、障がい者が 容易に使用し得る もの	49,000円	5年
視覚障がい 者用音声読 書器	視覚障がい者を有し、 墨字本による読書が 困難な者で原則18 歳以上の者(パーソ ナルコンピュータ等 の操作が困難なため 真に専用機が必要 な者に限る)	活字を読み取り、音 声で読み上げるこ とができる機種(画 像読み込み、文字 認識、音声読み上 げの機能が一体とな った専用機に限る)	150,000円	5年
見えるラジ オ	聴覚障がい者を有し、 音声による情報を 得ることが困難な 者で原則18歳以上 の者	携帯可能で、液晶 画面により文字情 報を受信することが できるもの	10,000円	5年
点字電子手 帳	意思伝達が困難な 視覚障がい者(点 字による意思伝 達が可能な者に 限る)	持ち運びが容易 で、外出先での 情報の入出力が 可能であり、 点字編集機能 を	200,000円	5年

			持つ機種		
排泄 管理 支援 用具	ストマ用装 具	人工肛門又は人工膀 胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着 剤を使用した密封 型又は下部開放型 でラテックス製又 はプラスチックフ ィルム製の収納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着 剤を使用した密閉 型のラテックス製 又はプラスチック フィルム製の収納 袋で尿処理用のキ ャップ付のもの	蓄便袋 月額8,858円	
			蓄尿袋 月額11,639円		
	紙おむつ	ストマの著しい変形 等によりストマ装具 の使用が困難な者又 は3歳以上の者で高度 の排便若しくは排尿 機能障がいのある者又は 脳原性運動機能障が いかつ意思表示困難 者	紙おむつ、洗腸用 具、サラシ・ガーゼ 等衛生用品	月額12,000円	
				3歳以上の者で下肢又 は体幹機能障がい2級	月額5,000円

		以上の身体障がい者 (児) 又は、重度又は 最重度の知的障がい 者 (児)			
	収尿器	高度の排尿機能障がい	排尿器と蓄尿袋で 構成し、尿の逆流防 止装置をつけるも の	男性用 普通型7,700円 簡易型5,700円 女性用 普通型8,500円 簡易型5,900円	1年
住宅 改修 費	居宅生活動 作補助用具	原則として学齢児以 上であって、下肢、体 幹機能障がい又は乳 児期以前の非進行性 の脳病変による運動 機能障がい(移動機能 障がいに限る)を有 し、障がい等級3級以 上の者(ただし、特殊 便器への取替えをす る場合は上肢機能障 がい2級以上の者 (児))	障がい者(児)の移 動等を円滑にする 用具で設置に小規 模な住宅改修を伴 うもので、次に掲げ る居宅生活動作補 助用具の購入費及 び改修工事費	200,000円	原則1 回

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに基づき取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目

覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

参考基準の解説

対象者及び性能	重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について (平成12年3月31日付障第267号)
	重度障害児・者に対する日常生活用具の給付及び貸与について (平成12年3月31日障第268号)
基準額	平成17年度における国庫補助基準額
	(補装具・ニュー福祉機器から移行された用具については、その基準額)

